

# 介護保険だより

平成25年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成26年1月の介護給付費請求明細書等の受付期間について

平成26年1月提出の介護給付費明細書等の受付期間は、下記のとおりとなりますので、御協力をお願いいたします。

持参・郵送：1月6日（月）から1月10日（金）まで  
伝送：1月1日（水）から1月10日（金）まで

- ※ 郵送の場合は、1月10日必着をお願いいたします。
- ※ 国保連合会の年末年始の休みは、平成25年12月28日（土）から平成26年1月5日（日）までとなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
- ※ 1月1日から5日までに送信したデータの送信結果は、1月6日に配信いたします。

## 審査支払関係帳票の提供予定日について

年末年始の審査支払関係帳票の提供予定日は下記のとおりです。

帳票名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	伝送：平成25年12月27日（金） 郵送：平成26年 1月 6日（月）
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 処遇改善加算総額のお知らせ	伝送：平成26年 1月 7日（火） 郵送：平成26年 1月 8日（水）

## 介護給付費の電子請求化（伝送又は磁気媒体）のお願い

国保連合会への介護給付費の請求方法は、請求省令（\*1）の第2条で、電子請求（伝送又は磁気媒体）と規定されています。一方、同省令附則第2条の経過措置により、特例として紙による請求も認められていることから、本会で受け付ける介護給付費の請求のうち、毎月約4,000件が紙による請求となっています。しかし、紙による請求は電子請求と比較して記入漏れ、計算ミス等による返戻が多く発生しております。

つきましては、現在、紙で請求されている事業所におかれましては、入力漏れや計算ミス等を防ぎ、事務負担を軽減させるというメリットがある電子請求への移行に、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトが必要となります。

### 《電子請求に必要なもの》

#### 1 請求情報を作成するためのソフト

国民健康保険中央会をはじめとして、いくつかのベンダー（ソフト販売元）があります。値段や機能はさまざまですので、事業所の状況に合わせてお選びください。

#### 2 通信回線

介護給付費の請求に使用する通信回線はI SDN回線です（平成25年12月現在）が、伝送代行業者（I SDN回線を所有し、事業所に代わって国保連合会に請求情報を伝送するサービスを行う業者のことです）を利用すれば、I SDN以外の回線でも電子請求が可能です。

#### 3 媒体（フロッピーディスク、CD-R）

通信回線を使用しない電子請求としては、ソフトで作成した請求情報を媒体に保存し、提出する方法があります。

（\*1）「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年3月7日厚生省令第20号）

### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077